(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百三十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年六月四日から同年六月二十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百三十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年六月四日から同年六月二十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百三十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年六月十一日から同年八月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百三十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年五月十八日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年六月十一日から同年八月十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「公用車談合」の損害賠償請求に関する質問主意書（柿澤未途提出）

全国瞬時警報システム（Jアラート）自動化の遅れに関する質問主意書（木村太郎提出）

報告書受領

五月十六日国と地方の協議の場議長藤村修から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十四年度第一回臨時会合）における協議の概要に関する報告書

参議院

質問主意書提出

五月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

東北における国際会議の開催等に関する質問主意書（加藤修一提出）（第一一四号）

質問主意書転送

五月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

原子力安全委員会による中間とりまとめを踏まえた緊急被ばく医療体制の強化に関する再質問主意書（秋野公造提出）（第一〇八号）

欧州評議会議員会議の決議一八一五に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第一〇九号）

電磁波問題に関する質問主意書（山谷えり子提出）（第一一〇号）

日本における原子力発電所の新規建設に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一一一号）

報告書受領

五月十六日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十四年度第一回臨時会合）における協議の概要に関する報告書を受領した。